

新旧対照表

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(助成の額)</p> <p>第3条 助成の額は、別表に規定する助成の額又は接種を受けた予防接種に係る実費のうちいづれか少ない方の額とする。ただし、次の各号に掲げる予防接種を受けた者のうち、市民税非課税者及び中国残留邦人等の円滑な帰国を促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者以外の者にあっては、当該額から次の各号に掲げる予防接種の種類に応じ、当該各号に定める額を差し引いた額とする。</p> <p>(1) 省 略</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症 <u>4,000円</u></p> <p>(3)・(4) 省 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 改正後の浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成について適用し、施行日前に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成については、なお従前の例による。</p>	<p>(助成の額)</p> <p>第3条 同 左</p> <p>(1) 同 左</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症 <u>2,000円</u></p> <p>(3)・(4) 同 左</p>